一般社団法人福島県老人福祉施設協議会 賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約(以下、本規約という)は、一般社団法人福島県老人福祉施設協議会(以下、協議会という)の定款第7条の規定により設置する賛助会員について必要な事項を 定め、事業活動の推進に資することを目的とします。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本会の主旨に賛同し、協議会の活動の円滑な実施 に協力しようとする個人または団体とします。

(賛助会員に対する事業)

- 第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、以下の事業を行います。
 - (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供
 - (2) 本会又は賛助会員の PR 及び情報交換会等の開催
 - (3) 本会へのEメール等による情報発信の取次
 - (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

- 第4条 賛助会員たる資格を有する者は、協議会の承諾を得て、加入するものとします。
- 2 前項の諾否は、理事会において決定します。
- 3 賛助会員として加入しようとする者は、理事会での承認後、別に定めるところにより 年会費を納付するものとします。

(年会費)

- 第5条 賛助会員は年会費を納入するものとします。
- 2 年会費の額は、別表1のとおり団体・企業は一口20,000円、個人は一口10,000円とし、1口以上を負担するものとし、賛助会員からの申し出により年度毎に変更できます。
- 3 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年間とします。
- 4 年度途中に入会または継続の手続きを行った場合、有効期間は納入日の当該年度末迄 とします。
- 5 年会費の口数により、別表1のとおり広告等ができるものとします。

(退会)

- 第6条 会員はあらかじめ本会に届出て退会することができます。
- 2 当会は、会員が退会するにあたり既に入金した年会費の返還は行いません。

3 年会費の納入が有効期間より2ヶ月を過ぎた時点で、無かった場合は退会したものと みなします。

(会員資格の喪失)

- 第7条 協議会は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会承認を取り消すこと ができるものとします。またこの場合、当該会員は即座に会員資格を喪失するものと します。
 - (1) 協議会の事業を妨げ又は妨げようとした場合
 - (2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした場合
 - (3) 本規約に違反する行為を行った場合
 - (4) 協議会が会員として不適当と判断した場合
 - (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- 2 本条第1項に基づき会員が資格を喪失した場合、当会は、理由の如何を問わず、年会 費の返還はいたしません。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権 利行使はできないものとします。

(賛助会担当理事)

- 第8条 本会は第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援するため、理事の中から 替助会担当理事を若干名置くことができます。
- 2 賛助会担当理事は、第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援します。

(その他)

第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項は理事会で決定します。

付 則

この規約は、平成30年4月1日より施行します。

個人

口数	金額	特典
1 🏻	10,000円	最寄りの会員施設において相談が受けられます。
2口以上	20,000円	老施協ふくしまをお届けいたします。 最寄りの会員施設において相談が受けられます。

団体・企業

口数	金額	特典
1 🏻	20,000円	 ・老施協ふくしまをお届けいたします。 ・当会ホームページに事業所情報が掲載されます。 ・会員施設との懇親会に参加いただけます。 ・問い合わせにより福島県・東北ブロック・全国老施協の情報を得ることができます。 ・最寄りの会員施設において相談を受けることが可能です。
2 □	40,000円	1口の特典に加え、ご希望により、 ・チラシの送付等の情報提供のお手伝いが可能です。
3 □ ~ 4 □	60,000円 80,000円	1口の特典に加え、ご希望により、 ・チラシの送付等の情報提供のお手伝いが可能です。(複数回) ・老施協ふくしまに広告の掲載が可能です。(有料)
5 □	100, 000円	1口の特典に加え、ご希望により、 ・チラシの送付等の情報提供のお手伝いが可能です。(複数回) ・本会動画配信チャンネルにて、30分程度の研修(PR)ができます。 ・老施協ふくしまに広告の掲載が可能です。(無料) ・老施協ホームページにバナーを貼ることが可能です。